

○議案第109号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、職員の定年年齢の段階的な引き上げ、管理監督職勤務上限年齢制度及び定年前再任用短時間勤務制度の導入等を行うため、関係する条例において所要の規定の整備を行うものです。

【主な改正の内容】

①定年年齢の引き上げ

・職員の定年年齢を65歳とし、令和13年3月31日までの間は、定年年齢を段階的に引き上げる。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年
令和13年4月1日から	65年

②60歳に達した職員の給料月額

・当分の間、60歳に達した日以後における最初の4月1日以降の職員の給料月額は、60歳到達時点の給料月額の7割水準とする。

③定年前再任用短時間勤務制度の導入

・60歳に達した日以後に退職した職員について、本人の希望により短時間勤務の職に採用することができる制度を導入する。

④暫定再任用制度

・現行の再任用制度は廃止し、定年年齢を段階的に引き上げる間は、定年から65歳までの経過措置として、現行と同様に再任用できる同様の仕組み（暫定再任用制度）を設ける。

⑤役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）の導入

・管理監督職の職員を管理職勤務上限年齢（60歳）に到達後、翌年度からは管理監督職以外の職へ降任をさせる。

⑥情報提供・意思確認制度の新設

・60歳以後の任用、給与等に関する情報を提供するとともに、以後の勤務の意思を確認する。

施行期日は、令和5年4月1日 ※⑥は公布の日から施行。

【改正する条例】

- ①五島市職員の定年等に関する条例 (第1条関係)
- ②五島市職員の分限の手續及び効果に関する条例 (第2条関係)
- ③五島市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 (第3条関係)
- ④五島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (第4条関係)
- ⑤五島市職員の育児休業等に関する条例 (第5条関係)
- ⑥公益的法人等への五島市職員の派遣等に関する条例 (第6条関係)
- ⑦五島市職員の給与に関する条例 (第7条関係)
- ⑧五島市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (第8条関係)
- ⑨五島市職員の特殊勤務手当支給条例 (第9条関係)
- ⑩五島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (第10条関係)
- ⑪五島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 (第11条関係)

【廃止する条例】

- ①五島市職員の再任用に関する条例 (第12条関係)